

印
紙

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 上鹿川国有林造林事業（改植地拵作業外2）請負
- 2 履行場所 上鹿川国有林2001い林小班
図面のとおり
- 3 事業内容 改植地拵作業 1. 87ha
改植植付作業 1. 87ha
獣害防止ネット設置 1, 200m
単木保護資材設置 700本
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年2月27日まで
（ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、作業内訳書のとおり）
- 5 作業仕様 作業仕様書のとおり
- 6 請負金額 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）
- 7 選択条項
別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
（選択されるもの○印、削除されるものは×印）

適用削除の区分	選 択 条 項	
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前払金	第35条第3項
○	部分払	月1回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

8 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引 渡 予 定 月 日
なし				

9 特約事項

(1) 使用材料は、別紙特約事項内訳書のとおりとし、請負者が購入する。

上記の事業について、発注者 分任支出負担行為担当官 宮崎北部森林管理署長 松永眞弥と請負者〇〇〇〇は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び九州森林管理局長の定める国有林野事業造林事業請負契約約款及び造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙、共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発注者 住 所 宮崎県日向市大字日知屋 1 7 3 7 1 - 1
分任支出負担行為担当官
宮崎北部森林管理署長 松永 眞弥 印

請負者 住 所 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇 印

【注】請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

【例】請負者〇〇共同事業体
代表者 〇〇林業株式会社
住 所 〇〇〇〇 印
代表取締役〇〇〇〇
〇〇林業株式会社
住 所 〇〇〇〇 印
代表取締役〇〇〇〇
〇〇林業株式会社
住 所 〇〇〇〇 印
代表取締役〇〇〇〇

記番別作業内訳書

作業種	林小班	作業区分 (下列年次)	区域面積 (ha)	控除面積 (ha)	契約面積 (ha)	作業期間		使用材料		獣害防止 ネットの点 検・簡易 補修	備 考
						自	至	品 名	数量		
改植地拵	2001い	枝条存置	1.51ha	0.10ha	1.41ha	契約日 の翌日	R8.2.27				八戸(森)
改植地拵	2001い	枝条存置	1.70ha	1.24ha	0.46ha	"	R8.2.27				"
	小計		3.21ha	1.34ha	1.87ha						
改植植付	2001い	普通方形植	1.51ha	0.10ha	1.41ha	契約日 の翌日	R8.2.27	スギ(コンテナ苗)	2,100本		八戸(森)
改植植付	2001い	普通方形植	1.70ha	1.24ha	0.46ha	"	R8.2.27	スギ(コンテナ苗)中苗	700本		"
	小計		3.21ha	1.34ha	1.87ha						
獣害防止ネット設置	2001い	設置	1.41ha		1,200m	契約日 の翌日	R8.2.27	強力繊維入り 獣害防止ネット 一式(スカート式)	1,200m		八戸(森)
単木保護資材設置	2001い	設置	0.46ha		700本	"	R8.2.27	ハイトシェルター BD アドバンスタイプ (1400mm)	700本		"
合計	改植地拵		3.21ha	1.34ha	1.87ha						
	改植植付		3.21ha	1.34ha	1.87ha						
	獣害防止ネット 設置		1.41ha		1,200m						
	単木保護資材 設置		0.46ha		700本						

【留意事項】1. 作業種、林小班、作業区分毎に記入すること。

2. 使用材料については、品名、数量を記番毎に記入すること。

3. 各作業毎の作業方法は、作業区分の欄に記入すること。

4. 使用材料がある場合は、使用材料規格内訳書を添付すること。

特約事項内訳書

[illegible]

地 拵 作 業 仕 様 書

1. 作業方法等

作業区域内の雑草木は、保残を標示または指示されたものを除き、可能な限り地際から刈払うこと。

（1）枝条存置地拵

末木枝条等は、局部的に集積することなく全面にばらまき、できるだけ地表面に密着するよう存置すること。

（2）枝条筋置地拵

末木枝条等は、指定された方向に筋状に1 m以下の高さに棚積みすること。

この場合、適宜杭を打ち、風雪等により崩れないよう処置すること。

植巾及び末木枝条等の置巾は、監督職員の指示によること。

（3）坪地拵

植穴位置を中心として、概ね半径 50 cmの雑草木を刈払い末木枝条を整理すること。

苗間及び列間については、監督職員の指示によること。

（4）組合せ地拵

同一区域内で、複数の地拵方法を組合せる場合の作業要領は、上記（1）～（3）に準ずること。

（5）機械地拵

一貫作業システムにおいて機械地拵を行う場合の作業要領は、上記（2）に準ずること。

2. 溪床の末木枝条処理

末木枝条処理がある場合は、流出のおそれのない溪流敷外に除去すること。

なお、焼却を指示した場合の火入れ手続き、作業方法等については、監督職員の指示に従うこと。

3. 立木の巻枯し

立木の巻枯しの必要な場合は、監督職員の指示により実施すること。

4. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

コンテナ苗木植付作業仕様書

1. 苗木の購入及び検収

- （１） 請負者は、発注者の指定する樹種及び規格の苗木を購入し、苗木の輸送日及び仮植地等について監督職員と協議し、仮植地又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２） 苗木の検収については、九州森林管理局が別途定める検収要領に基づき検収することとし、検査によって生じた本数不足分及び不合格苗木については、請負者の責任において優良な苗木を確保すること。

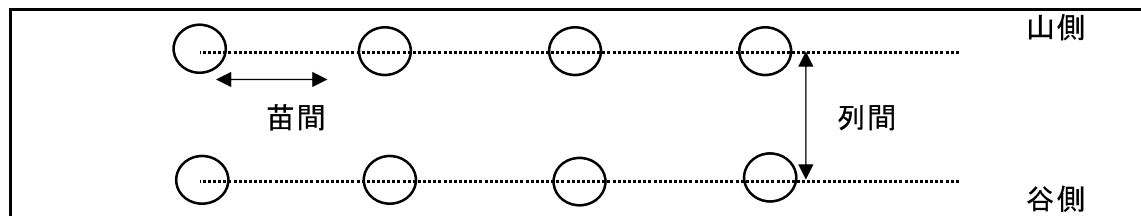
2. 苗木の管理

- （１） 検査を受けた苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害の恐れのない所に保管すること。
- （２） 苗木は保管場所に立てて寄せ並べ、必要に応じ、こも、シート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

3. ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha当たりの 植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離) m		適用林小班等
		苗間	列間	
スギ	1,490	2.6	2.6	2001い①
スギ	1,520	2.6	2.6	2001い②

(平面図)



4. 植付要領

- （１） 植付地点を中心に径7cm、深さ18cm程度の植穴を掘る。
- （２） 苗木の植付けは、根鉢を植穴の底に密着させ、根元部が地表面よりやや低くなるよう垂直に植え付ける。
- （３） 側方は、根鉢と植穴との間に空隙がないように土を入れる。
- （４） 地表部は根鉢が乾燥しないよう土を被せ、倒伏を防止するため、根元を足で踏みしめ、落葉等で被覆する。

5. 作業上の留意事項

- （１） 苗木を深植することは生育不良の原因となるので、充分注意すること。
- （２） 苗木の運搬及び植付の際は、苗木が乾燥又は損傷しないよう充分注意すること。

6. 不良苗木の取扱

作業の実施過程において、選別した不良苗木が発生した時は、生じた不良苗木本数を監督職員に報告し、不良苗木分を請負者の負担により確保すること。

7. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

獣害防止ネット設置仕様書

1. 獣害防止ネットの購入及び検収

- （１）乙は、甲の指定する品質規格の獣害防止ネットを購入し、獣害防止ネットの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、獣害防止ネット保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）獣害防止ネットの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定する獣害防止ネット品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格獣害防止ネットについては、乙の責任において優良な獣害防止ネットを確保すること。

2. 獣害防止ネット設置要領

- （１）ネット設置線については伐開等をして枝条等を取り除き整理すること。
- （２）支柱は地形・地質を考慮し４ m 間隔を基本に打ち込み固定すること。
- （３）急傾斜地に於ける支柱の打ち込みは傾斜面に向かって垂直に打ち込むこと。
- （４）ロープはネットの上段に「張りロープ」を、下段に「押さえロープ」を使用すること。
- （５）支柱とネットが接する部分は３箇所以上を基本に固定し、たるみを防ぐこと。
- （６）各支柱間のネットの下部（裾部分の端）には２箇所以上を基本に杭で固定し、シカ等の侵入を防ぐこと。
- （７）支柱の補強については、支柱２本当たり１箇所を基本にアンカーをとり、ロープ等で支柱を補強すること。また、コーナーの支柱は必ず補強すること。
- （８）出入り口を監督職員の指示により設置すること。
- （９）上記以外については、獣害防止ネット購入メーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

ツリーシェルター設置仕様書

1. ツリーシェルターの購入及び検収

- （１）乙は、甲の指定する品質規格のツリーシェルターを購入し、ツリーシェルターの輸送日及び保管場所等について監督職員と協議し、ツリーシェルター保管場所又は監督職員が指定する場所において監督職員の検収を受けること。
- （２）ツリーシェルターの検収については、契約図書（特約事項）の定める品質規格同等品及びその規格品以上とし、甲の指定するツリーシェルター品質規格に基づき検収することとする。また、検査によって生じた不合格ツリーシェルターについては、乙の責任において優良なツリーシェルターを確保すること。

2. ツリーシェルター設置要領

- （１）ツリーシェルター設置箇所周辺の枝条等を取り除き整理すること。
- （２）ツリーシェルター本体裏面（張り合わせ面）は斜面側に設置し穴開き部は地面向きに設置すること。
- （３）ツリーシェルター１本につき支柱は２本使用し地形・地質を考慮し等高線に平行になるよう設置すること。
- （４）支柱は効くまで深く打ち込み、最低 30 cm 以上必ず打ち込むこと。
- （５）固定リングはツリーシェルター本体と支柱に対して３箇所以上を基本に使用すること。
- （６）固定リングと支柱は固定紐で確実に縛りきって固定し、ツリーシェルターの転倒を防ぐこと。
- （７）その他ツリーシェルターの設置に関する内容については監督職員の指示により実施すること。
- （８）上記以外については、ツリーシェルターメーカーの製品取扱説明書及び設置施工図を参照し設置すること。

3. その他

その他必要な事項については、監督職員の指示に従うこと。

(別紙 1)

特約事項（造林事業請負）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下「ASF」という）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、買受者は下記の内容について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報し、当該森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、都道府県が行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、事業を一時中止する可能性があること。

なお、一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

令和7年度 造林事業請負箇所位置図

作業種	国有林	林小班	区域面積	除地	契約面積
地拵	上鹿川	2001い①	1.51ha	0.10ha	1.41ha
地拵	上鹿川	2001い②	1.70ha	1.24ha	0.46ha
植付	上鹿川	2001い①	1.51ha	0.10ha	1.41ha
植付	上鹿川	2001い②	1.70ha	1.24ha	0.46ha
シカネット	上鹿川	2001い①	1,200m		1,200m
単木保護資材	上鹿川	2001い②	700本		700本
計			3.21ha	1.34ha	1.87ha

凡例	
請負箇所	
シカネット設置箇所	
単木保護資材設置箇所	
除地	

0 0.05 0.1 0.2 km

